

## 類似工事における受注機会拡大の運用について

### 1. 目的

対馬市が発注する建設工事について、請負業者の受注機会の拡大、早期完成及び請負業者の倒産に伴う工事施工中止のリスク分散を目的として、類似工事を適切に発注するにあたり必要な事項を定める。

### 2. 対象工事

対馬市が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事を対象とし、対馬市建設工事等指名審査委員会が選定した工事とする。

### 3. 入札方式

一般競争入札及び指名競争入札とする。

### 4. 選定方法

以下の要件を勘案して選定する。

- ①同一日に公告を行うもの若しくは入札執行を通知する工事で、同一日において入札を行う工事であること。
- ②同種工事（工事の種類）として発注する工事であること。
- ③一般競争入札においては、想定される参加業者が概ね同一であること。

#### （工事の種類）

|                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 5. 発注方法

発注する際は、設計金額が高い順に入札執行時刻を設定する。

選定した工事の公告及び入札執行通知書には、「類似工事」による発注である旨を記載する。

### 6. 入札参加者で落札者となった場合の取扱い

公告及び入札執行通知書に類似工事の発注と記載された工事の落札者となったものは、以降の類似工事入札で類似落札済とする。

## 7. 落札決定の方法

### ① 一般競争入札について

ア 類似工事により発注したものについては、入札執行時刻の早いものより順次落札候補者を決定し、工事費内訳書の審査後、落札を決定する。

イ 前項の決定を受けたものは、以降に執行する他の類似工事の入札において、類似落札済とし、落札候補者となり得ないものとする。ただし、有効入札（予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格の入札をいう。以下同じ）をした者が、類似工事の落札者のみの場合は、落札候補者としてすることができる。

### ② 指名競争入札について

ア 類似工事により発注したものについては、入札執行時刻の早いものより順次落札候補者を決定し、工事費内訳書の審査後、落札を決定する。

イ 前項の決定を受けたものは、以降に執行する他の類似工事の入札において、類似落札済とし、落札候補者となり得ないものとする。ただし、有効入札をした者が、類似工事の落札者のみの場合は、落札候補者としてすることができる。

## 8. 入札結果の公表

### ① 価格競争入札について

類似落札済となったものについては、入札金額を公表するものとし、入札結果欄に類似落札済と記載するものとする。

### ② 総合評価入札について

類似落札済となったものについては、入札金額及び評価値を公表するものとし、入札結果欄に類似落札済と記載するものとする。

## 9. 適用日

令和2年4月10日から適用する。

令和2年12月16日から適用する。

令和3年2月3日から適用する。

令和5年5月10日から適用する。